

環境審査顧問会風力部会（書面審議）

議事録

1. 日 時：令和2年4月28日(火)～令和2年5月12日(火)
2. 審議者
河野部会長、阿部顧問、今泉顧問、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、近藤顧問、鈴木伸一顧問、鈴木雅和顧問、水鳥顧問、山本顧問
3. 議 題
(1) 環境影響評価準備書の審査について、
① J R 東日本エネルギー開発株式会社（仮称）神楽山風力発電事業
準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福島県知事意見、環境大臣意見の書面審議
4. 審議概要
(1) J R 東日本エネルギー開発株式会社「（仮称）神楽山風力発電事業」に対して、準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福島県知事意見、環境大臣意見について、顧問から意見等があり、事業者が回答した。
5. 審議
(1) J R 東日本エネルギー開発株式会社「（仮称）神楽山風力発電事業」に対して、準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福島県知事意見、環境大臣意見について、以下のとおり、顧問から意見等があり、事業者が回答した。

<準備書関連>

- 顧問 評価書までにチップ化に伴う騒音の影響について検討願います。
- 事業者 評価書までにチップ化に伴う騒音の影響について、破碎機の種類と騒音の諸元を収集し、影響の有無を検討いたします。
- 顧問 クマタカの Maxent モデルは AUC が 0.811 と比較的高くなっていますが、寄与度が 76.8% を占める標高の応答曲線が 300m より低くなるにつれ高くなってきています。この結果と、猛禽類保護の進め方にある以下の記述とは矛盾しませんか。
「クマタカの営巣場所の標高については、300～800m あるいはその前後に収まることが一般的である。ただし、地域によっては低いところで 50m 前後といったほとんど平地に近い場所や、逆に高いところでは 1,500m 付近といった高地に巣を構えることもある。」
- 事業者 対象事業実施区域から約 2.9km の位置で確認されたクマタカの営巣地は標高約 360m の地点であることから、本地域のクマタカにおいても「300～800m あるいはその前後」を営巣場所として利用しているものと考えられます。本調査では、クマタカは夏井川渓谷沿いで多く確認されているために、標高の低い谷部にて出現確率が高くなっておりませんが、実際に営巣場所として利用されているのは夏井川渓谷周辺の比較的標高の高い環境であると考えられます。

- 顧問 Maxent モデルの結果が示されており、谷底が適地のように色が塗られています。実態はどうなのでしょう。深い谷のあるところの上空に頻りに飛翔していたのではないですか。誤解を生じるようなモデルの出力結果よりも、メッシュによる高利用域を示した方が分かりやすくはないですか。
- 事業者 夏井川溪谷沿いで確認されたクマタカは、主にその谷の上空や斜面の上空を飛翔する個体、又は斜面上の樹木にとまる個体でした。
- なお、本調査では、クマタカは夏井川溪谷沿いで多く確認されていることから、高利用域をメッシュにて示す場合も同様に夏井川溪谷沿いに分布が集中する結果になるものと考えられます。対象事業実施区域及びその周辺において、実際に営巣場所として利用されていると考えられる環境を踏まえ、評価書までに予測結果を見直します。
- 顧問 タヌキの確認地点が図示されていますが、調査ルートに沿った確認バイアスがあるように見受けられます。このような偏った在データを、調査地域全域のバックグラウンドと対比して Maxent 解析するのは不適切ではないでしょうか。
- 事業者 在データの偏りを平準化するため、環境類型毎の確認地点の整理等をしうえで、Maxent 解析に用いる変数を見直し、その結果を評価書に反映いたします。
- 顧問 タヌキの餌内容を分析していることは評価できますが、種子は糞中で保存されるため比較的種同定がしやすいにも関わらず、被子植物門と一括されているのは残念です。植物種の情報は、植生調査結果と対比することで活動範囲の推察にもつながることから、もう少し具体的な情報は無いのでしょうか。
- 事業者 タヌキの糞分析について、被子植物門の種子の種同定までは行っていないため、詳細な情報をお示しすることができません。
- 顧問 AUC が 0.599 という結果は、低くないのではなく、高くないのではないのでしょうか。結果からは、むしろ環境選択性が曖昧であるように判断されますが。
- 事業者 AUC 値が 0.599 と高くないことから、Maxent 解析に用いる変数を見直し、その結果を評価書に反映いたします。
- 顧問 タヌキ Maxent モデルの応答曲線からは、傾斜が緩く、樹林の少ない市街地付近で多いように読み取れますが、何も考察がなされていません。環境選択に対する考察はないのですか。
- 事業者 傾斜が緩く、樹林の少ない市街地付近で出現確率が高いという結果となりましたが、環境類型よりも地形的特徴に依存する解析結果であると考えます。そのため、在データの偏りを平準化するため、環境類型毎の確認地点を整理し、評価書に反映いたします。
- 顧問 タヌキの好適環境として出現確率の分布図が示されていますが、わずかな 0.6 以上の好適地を準備書 p. 933 現存植生図と重ねると水田の範囲と一致しているように見

えます。水田が好適環境ということでしょうか。既往知見とあまり一致していないように思えます。

- 事業者 傾斜が緩く、水田が分布する範囲が好適地となる結果となりましたが、環境類型よりも地形的特徴に依存する解析結果であると考えます。そのため、在データの偏りを平準化するため、環境類型毎の確認地点を整理し、評価書に反映いたします。
- 顧問 環境保全措置の中で、夜間のライトアップで誘引されるコウモリや鳥類は、注目種であるクマタカやタヌキが指標する生態系とどのような関係があるのでしょうか。生態系の項目で書くべき内容なのでしょうか。
- 事業者 夜間のライトアップに係る環境保全措置については、広く当該地域における生態系への影響に対する措置として記載しておりましたが、ご指摘のとおり注目種として選定したクマタカやタヌキ及びそれらが指標とする生態系とは直接的な関係はありませんので、評価書において削除いたします。
- 顧問 騒音調査地点の数を絞り込む際の判断基準を教示下さい。その上で、評価書に調査地点の選定方法について記載することを検討下さい。
- 事業者 調査地点を絞り込む際は、当該地域で最も風力発電機から近い住居を優先し、同程度の離隔の住居がある場合にはより多くの住居がある集落といたしました。評価書においてその旨を記載いたします。
- 顧問 第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況において、対象事業実施区域近傍の水道水源や「いわき市水道水源保護条例」、及びこれに基づく水源保護地域について図示、記述すべきではないでしょうか。
- 事業者 対象事業実施区域及びその周囲における、水道水源保護地域は、本資料の別添 p. 27 の図9にお示しいたします。また、本図を評価書にも記載いたします。
- 顧問 準備書 p. 617、表 10. 1. 6-10 沈砂池排水口における排水量及び浮遊物質量の予測結果によれば、排水口における浮遊物質量が最大となる沈砂池 No. 11 では、流入浮遊物質量 3, 000mg/L に対して流出浮遊物質量は 2, 836mg/L ですので、流入する土砂の 5%程度しか除去されないということでしょうか。
- 事業者 ご認識の通りです。なお、沈砂池 No. 11 は他に比べて集水面積が大きくなっているため、詳細設計に際しては集水面積に合わせた適切なものといたします。
- 顧問 準備書 p. 829、表 10. 1. 9-84 現地調査で確認された魚類の重要な種、注3は不要だと思われるので、確認下さい。
- 事業者 表 10. 1. 9-84 に記載した注3は誤記でしたので、評価書において削除いたします。
- 顧問 準備書 p. 914、p. 1214、沢の改変について、表 10. 1. 9-161 魚類の重要な種の予測結果に最上流部のごくわずかな区域において沢が改変される旨の記述が、また、表 10. 5-1 専門家へのヒアリングの結果 (10/13) に「沢を横断するように進入路を施工する

場合」との記述がありますが、具体的にはどのような改変が行われる予定でしょうか。両生類への影響はありませんか。

- 事業者 工事中・管理用道路を造成する区間は、尾根付近になりますので、沢を横断するような施工は行わない計画です。記述が不適切であったため評価書において修正いたします。

また、大規模な盛土構造箇所等については、今後の詳細設計に基づき必要に応じて仮設沈砂池を設置する等を検討しているほか、工事中の排水対策として、盛土部に排水管を敷設することにより、排水が道路面や窪地に溜まらない構造となるよう設計する計画としていることから、両生類への影響は小さいと考えております。

- 顧問 BD2 地点が BD1 地点とは環境がかなり異なることはわかりましたが、そうであれば、準備書 p. 656 の設定根拠にもその違いをしっかりと明記すべきでしょう。また、BD2 での春の一時期における 50m 付近での大量通過はかなり意味のあることと思いますので、同様の環境に設置予定の風車があるとするれば、その時期だけ衝突の可能性が高いことも考えられます。事後調査（準備書 p. 1180）の方法論として、春の渡り期（5月）には、もっと頻度高く（例えば1回/週）死骸調査を行うべきでしょう。

- 事業者 評価書において BD1 及び BD2 地点の環境について設定根拠に明記いたします。

また、死骸調査の頻度については、週1回程度の頻度で実施する、若しくは自動観察装置等の技術の併用等により同等の発見率の確保に努めます。

- 顧問 ふくしまレッドリストで絶滅危惧 I B 類に指定されているミゾゴイが No. 6 の風車建設予定場所から 480m の場所で複数回確認されており（鳴き声）、その付近で繁殖している可能性が極めて高い。本種の行動範囲が営巣地から約 300m との既往知見から影響は少ないと評価しているが、営巣場所が特定されていないことから、No. 6 の風車が行動範囲に含まれている可能性は否定できない。この繁殖個体が今後も同じ場所で繁殖すると想定すると、少なくとも No. 6 の風車の本種の繁殖期における建設工事は、この繁殖個体に重大な影響を与える可能性が考えられる。No. 6 の風車の位置を見直した方が良いと考える。

- 事業者 評価書までにミゾゴイの営巣地踏査を行い、その結果を踏まえて予測結果を見直します。

また、改変区域から 300m 以内に営巣地が確認された場合は、No. 6 の風力発電機及びその周辺における工事時期の配慮等も含めて適切な環境保全措置を検討いたします。

- 顧問 富岡町内で積み替えるとのことですが、対象事業実施区域まではかなり距離があるのではないのでしょうか。起立台車は低速であり、かつ富岡町から対象事業実施区域までの間にはトンネル等もあると思います。いずれにしても積み替えは民家等からの距離をとってください。民家等への距離がおおむね 100m 以内である場合は、二酸化窒素の短期評価を行ってください。

- 事業者 積み替え候補地から対象事業実施区域までの経路については、起立台車による運搬が可能なことを確認しております。走行に際しての詳細につきましては、今後、道路管理者、交通管理者等との協議を行うこととしております。
- 積み替えは民家等との離隔を 100m以上確保いたします。民家等への距離がおおむね 100m 以内である場合は、二酸化窒素の短期評価を行います。
- 顧問 質問の後半の部分ですが、市道と県道をどう使い分けるかを聞いています。例えば、工事用車両は一方通行にするのでしょうか。
- 事業者 工事関係車両の走行経路は、走行する車両の車種や走行頻度を踏まえて、市道と県道を使い分ける計画としております。大型車は道幅の広い県道側の経路、通勤車両等の小型車は傾斜のある道や道幅の狭い林道を経由する市道側の経路を走行する計画です。
- 顧問 コンクリート生産工場等が p. 49 の図内にないのであれば、評価書ではコンクリート生産工場等からの車両のルートがわかる概要図も記載してください。
- 事業者 コンクリート生産工場及び産業廃棄物処理業者からの車両のルートが分かる概要図を本資料の別添 p. 9 の図 5 にお示しいたします。また、本図を評価書にも記載いたします。
- 顧問 ここでは二酸化窒素濃度の年間 98%値を求めるのに際して年平均値と日平均値の年間 98%値を比較する手法を用いています(準備書 p. 471)。しかし、この式は年間にわたってあまり大きく交通量が変動しない道路沿道等から求められている式なので、風力発電の工事のようにある短期間に多くの交通量が集中するような状況を想定していません。計算で求めるのは年平均値ですが、極端に言えば、他の条件が全く同じであれば、毎日 1 台のトラックが 1 年間通行したときの年平均濃度と 1 日だけ 365 台のトラックが通行し、残りの 364 日には全くトラックが通行しないときで年間平均濃度は同じになります。しかし、環境基準を評価する 1 日の濃度でみれば 1 日に 365 台通った日の日平均濃度の方が 1 台通ったときの日平均濃度に比べて高くなるはずです。従って、年間でみて 1 日あたりの通行量が最大になる交通量(排出量)が年間続くとして年間平均値を計算することを、安全側を見て推奨しています。ただ、あくまで年間 98%値(日平均濃度の高い方から 8 番目)で環境基準と比較するので、7 日間高い濃度があったとしてもそれは環境基準と比較する必要はないということにもなります。
- 事業者 年平均濃度の予測は、日排出量が最大となる排出条件が 1 年間続くと仮定して行い、その結果を評価書に記載いたします。
- 顧問 「タイヤ洗浄後の排水等の発生は少量であるため、地面に自然浸透させる計画としています。」としていますが地面に排水した場合、その場所に放射性物質が蓄積していくのではないのでしょうか。蓄積しても基準以下に抑えられる根拠を示す必要があると思います。

- 事業者　タイヤに付着する土壌は、地表を掘削し造成するか、地表土を除いた盛土で造成した施工ヤードやアスファルトや砕石により舗装を行った工事用道路に堆積したものであるため、放射性物質濃度は周辺土壌より低いと考えます。そのため、タイヤ洗浄場所の土壌の放射性物質濃度は8,000Bq/kgを超えないものと想定しております。
- 顧問　「生態系」で示されている「コナラ群落」は、準備書p.932の植生区分の群落名には見当たらないので、群落の状況を確認して整合をとってください。
- 事業者　「コナラ群落」は、準備書p.932の表10.1.10-6のNo.7に記載しております。
- 顧問　「現地調査では、重要な群落は確認されなかった」とありますが、植生図には、イヌブナ群落、モミ群落等の自然林やブナ・ミズナラ群落などの発達した二次林や自然林に準ずる樹林が示されています。これらの植生自然度の高い森林植生は、生態系保全の上でも重要性が高く、特定群落や天然記念物などのいわゆる指定された特定の植生が存在のみが「重要な群落」ではありません。このことは『発電所影響評価の手引』のp.467、p.468に記載されている「⑦その他地域特性上重要と考えられるもの」に含むべきことと考えます。
- 特に阿武隈山地の植生分布は、山地帯下部のモミ、イヌブナ、コナラ、ミズナラなどの混生する、一見二次林と類似した自然植生が広く残されている地域として知られており、日本の植生帯の中でも特徴的なところですので、ご注意ください。
- 事業者　現存植生図のうち「⑦その他地域特性上重要と考えられるもの」に含まれる植生について確認し、その結果及び考察を評価書に反映いたします。
- 顧問　植生調査票は巻末にあります。これらをもとにした群落組成表が確認できませんでした。群落組成表は、植生図の凡例名として使われている群落名の基準となるもので、群落区分の原本となるものですので、補足説明資料としてお示しください。
- 事業者　群落組成表について、作成し別途お示しいたします。
- 顧問　組み立てヤードのFHを記入してください。
- 事業者　組立ヤードのFHを追記した改変区域図を本資料の別添p.11～p.24の図6にお示しいたします。また、本図を評価書にも記載いたします。
- 顧問　補強土部分を含む箇所の横断面図を添付してください。補強土の工法について具体的に記述してください。
- 事業者　補強土部分を含む箇所の横断面図の例を本資料の別添p.25の図7にお示しいたします。
- また、補強土の工法については、アダムユニットキャップ工法、グリーンテラスウォール工法等のジオテキスタイルを用いた補強土壁を採用いたします。
- 顧問　事業地全体で切盛バランスの計画がされているが、実施することは簡単ではありません。切土がまず発生し、それを工事用道路及び管理用道路の盛土としてぴったり利用しきる施工監理に努力した上で、計画通りに進まない場合の処理方法について考慮

しておいてください。(経験上、実際の造成工事現場においては、土が余ることが多い。)

- 事業者 造成工事にあたっては、計画した土量と発生土量の乖離がないよう施工監理に努めます。

発生土量が計画した土量と異なる状況となった場合は、場内での再利用を行うことを基本として適切な処理を行うよう努めます。

- 顧問 沈砂池の面積を一律に 20m²に設計された考え方や設計根拠について説明してください。

- 事業者 準備書段階における沈砂池は、風車ヤードの集水面積を 0.6ha、年間沈砂量を 300m³/ha として、浚渫回数を 1 回/月と想定して設計いたしました。

今後、林地開発手続き等の関係機関協議を実施のうえ、100m²程度に変更する計画ですが、現時点の風車ヤード内に配置可能なことから改変面積等に変更は生じません。

- 顧問 コンクリート生産工場等の位置が、準備書 p. 49 の大型車走行ルートにないならば、それらの位置がわかる図に大型車走行ルートを書き入れたものを示してください(運搬の始点と終点を示してもらいたい)。

- 事業者 コンクリート生産工場からの車両のルートが分かる概要図を本資料の別添 p. 9 の図 5 にお示しいたします。

- 顧問 伐採樹木のチップ化に使用する破砕機、つまり、移動式破砕機は、かなり高い作業騒音を発生させるので、評価書までに破砕機の種類と騒音の諸元を収集し、騒音の影響の有無を検討しておくこと。

- 事業者 評価書までにチップ化に伴う騒音の影響について、破砕機の種類と騒音の諸元を収集し、影響の有無を検討いたします。

- 顧問 対象事業実施区域とその周囲の住居との分布状況が表と図で示されています。これら住居について、実態として生活を営んでいる住居人の有無について確認されているでしょうか。

- 事業者 準備書 p. 166～p. 168 の図表については、現地で住居の有無について確認のうえ、空き家ではない住居を対象に距離を示しております。

<補足説明資料関連>

- 顧問 補足説明資料 24、図 9 に凡例を追記願います。(全体像がわかりません)
- 事業者 凡例を追記した、連系変電設備(開閉所)の場所を本資料の別添 p. 1 の図 1 にお示しします。
- 顧問 補足説明資料 39、事業者が信頼性の高い事例調査を実施することは極めて困難とする考えが理解できません。必要な調査であれば最善を尽くして実施する必要があると考えます。
- 事業者 評価書において事例調査結果を記載いたします。また、運転開始後の低周波音に係る苦情が生じた場合は、風力発電機との因果関係に係る調査を実施します。

- 顧問 補足説明資料 73、76、80、81、85、この回答では、具体的にどのように整理されたのか全くわからず回答としては不適切です。
- 事業者 哺乳類調査、鳥類調査における確認種数及び昆虫類調査における確認科数について、環境類型ごとに整理した表を別途お示しします。
- 顧問 補足説明資料 87、回答になっていない。
- 事業者 死骸調査の頻度は、週 1 回程度の頻度で実施する等により、スカベンジャー類の持ち去り率を踏まえた調査計画を検討いたします。
- 顧問 補足説明資料 89、見直したフロー図を提示してください。
- 事業者 典型性注目種タヌキに係る調査から予測までのフロー図について見直した図を本資料の別添 p. 2 の図 2 にお示しします。
- 顧問 補足説明資料 99、知事意見について県に確認した上で回答願います。
- 事業者 知事意見について福島県に確認した結果、現地確認結果から神楽山への登山道が存在していない旨の了解が得られており、登山道からの景観の予測評価及び関係者への意見聴取は行わない方針です。
- なお、知事意見には「・・・地元の登山愛好者や山岳会などからの意見があれば、可能な限り今後の事業計画に反映させること」とあり、引き続き、地域の皆様からご意見をいただいた場合は可能な範囲で対応いたします。
- 顧問 補足説明資料 102、103、質問に対する回答として具体的にどの程度の調査を実施しているのかよくわかりません。調査点数が少なすぎるという指摘に対しても十分な調査を実施しているのであれば具体的に調査結果を提示して回答すべきと考えます。
- 事業者 空間線量率、土壌の放射性物質濃度及び伐採木の放射性物質濃度の測定結果を本資料の別添 p. 3～p. 7 の図 3 及び表 1、表 2 にお示しいたします。
- なお、放射線に係るデータについては、風評被害を懸念する意見が考えられるため非公開といたします。
- 顧問 補足説明資料 107、経産省の調査結果でも 2 週間に 1 回程度の調査では発見率が低いことを指摘していますので、専門家等からの助言を踏まえるまでもないと考えます。
- 事業者 死骸調査の頻度は、週 1 回程度の頻度で実施する等により、スカベンジャー類の持ち去り率を踏まえた調査計画を検討いたします。
- 顧問 指摘を踏まえ、評価書にて修正する、との回答が多い。具体的にどのように修正するのかを提示する必要があります。具体的な見直し案が提示されていないので、評価書段階でいろいろと手戻りの意見が出される可能性があります。
- 事業者 本回答において、具体的な見直し案を提示させていただきました。今後、再検討が必要な事項については引き続き検討のうえ評価書に記載させていただきます。

- 顧問 補足説明資料 21、p. 30 の表 3 に示された純音性可聴度については、表で示すのみではなく、その結果を踏まえどのように分析（評価）できるのかを本文中で追記して下さい。
- 事業者 現時点でメーカーより得られたデータによると、純音性可聴度は最大 0.2 デシベルであり、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年、環境省）において、詳細な分析の実施が望ましいとされている「純音性可聴度が 5 デシベル以上の機種」ではないことから、純音成分による影響は小さいと考えられます。その旨を評価書に記載いたします。
- 顧問 補足説明資料 22、p. 31 の図 7 に示された風力発電機から発せられた騒音の周波数特性（風速毎）について、この風速及び騒音を測定した場所に係る記述を適切な箇所に行ってください。
- 事業者 現時点でメーカーより得られたデータによると、風速の測定位置はハブ高さ、騒音の測定位置は風力発電機の中心から水平距離 160m の位置とされております。その旨を評価書の図表注釈に記載いたします。
- 顧問 補足説明資料 39、いわき市長の意見への何らかの対応は必要と考えます。例えば、周辺にある類似事業者から情報収集することが考えられます。ご検討下さい。
- 事業者 他事業者の情報については、企業機密に係る内容のため収集が困難な状況ですが、可能な範囲で評価書において事例調査結果を記載いたします。
 運転開始後の低周波音に係る苦情が生じた場合は、風力発電機との因果関係に係る調査を実施します。
- 顧問 補足説明資料 93、95、この回答では、タヌキについて 2 つの調査方法を分ける意味がわかりません。ヤマドリ、ヘビでもそうですが、ラインセンサスと任意観察（補足説明資料には、ラインセンサスと同様の手法で実施と記述）による結果をすべて利用しているのであれば、なぜ単なる経路の違いだけで方法を分けたのでしょうか。準備書 p. 1014、p. 1015 における餌資源量の表には、単にラインセンサスとだけ記述されています。また、そもそもタヌキのラインセンサスに疑問を感じます。準備書 p. 990 での方法の記述だと、任意観察と変わらない気がします。
- 事業者 ラインセンサスと任意観察は同様の手法で実施しており、調査結果も同等に利用していることから、記載を分ける理由が不明確であるため、評価書においてラインセンサスと任意観察を統一して再整理いたします。
- 顧問 ご回答の意味は、放射線の量の測定は多くの場所で行っているが、準備書には載せていないという意味でしょうか。もしそうならば県知事意見にも指摘がありますが、少なくとも測定を行った地点数、最大値、最小値、平均値程度は示しておく必要があるのではないのでしょうか。
- 事業者 空間線量率、土壌の放射性物質濃度及び伐採木の放射性物質濃度の測定結果をお示しいたします。評価書への記載方法につきましては、検討させていただきます。

なお、放射線の量に係るデータについては、風評被害を懸念する意見が考えられるため非公開といたします。

- 顧問 補足説明資料 27、確認された沢筋を図 3.2.1-1 中に記載してください。また、確認された沢筋を考慮することにより表 10.1.6-11 の濁水到達推定結果の評価結果（特に沈砂池排水放流流域名又は障害物）に変更はないか、確認したい。
- 事業者 現地調査において確認された沢筋は、断片的に確認されたものであり、流域の記録までは行っておらずお示しできるデータがございません。ただし、水の濁りに係る予測の結果、濁水の到達推定距離はいずれも 100m 未満であり、本資料の別添 p.26 の図 8 に示す改変区域から 100m 以内の範囲内には少なくとも沢筋等は確認されていないことから、評価結果の変更もないと考えております。
- 顧問 補足説明資料 29、補足説明資料 19 と重複しています。
- 事業者 補足説明資料中でのご意見の並び替えの際の不備により、同じご意見及びその回答が No. 19 及び No. 28 で重複しておりました。
- 顧問 回答のうち、「開閉所予定地：No. 23 参照」とは、どの資料の何ページの No. 23 を参照すればよいのでしょうか。再度、変電所と住宅の関係（距離も含む）を図示してください。
- 事業者 「開閉所予定地：No. 23 参照」とは、No. 24 の誤りでした。開閉所予定地及び住宅との位置関係を本資料の別添 p.8 の図 4 にお示しいたします。

<意見の概要と事業者の見解関連>

- 顧問 住民意見の概要とそれに対する事業者の見解がずれているように思います。
- 事業者 意見 No. 27～No. 29 の内容と事業者の見解に誤記がございました。
正しくは、本資料の別添 p.10 の表 3 にお示しするとおりであり、意見 No. 27 の内容を同 No. 28、No. 29 に分割して掲載してしまっておりましたので、適切に修正等を行った上で訂正するとともに、評価書においても修正いたします。
- 顧問 住民からは最近の台風 19 号による土砂崩れや氾濫などの被害の経験に基づく意見が複数出されています。また、全国的にも近年降雨の激甚化傾向が見られます。こうした点から、工事期間中の強雨時における工事区間の監視や濁水等の環境保全対策の追加を検討いただきたい。
- 事業者 住民等から豪雨災害を心配される意見をいただいていることから、工事期間中の安全対策、濁水対策については十分な措置を検討しております。
水の濁りに係る対策については、事前に関係機関協議を適切に実施いたします。また、工事の実施に際しては、地域の皆様に対し工事進捗の広報に努めるとともに、平常時・自然災害時を含めた安全対策に十分配慮のうえ現場監理を行います。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486